

"	"	Breag20785	第34763号 令和2年6月12日	"	"
"	"	Breag20823	第34764号 令和2年6月12日	"	"
"	"	Breag20866	第34765号 令和2年6月12日	"	"
"	Natura Breeders SA KI 4 Via Corzo, Bogota D.C., Co- lombia	NATcle	第34766号 令和2年6月12日	"	"
Gypsophila L.	Menachem Born-stein Rabinovich 24/ 19, 5867239 Holon, Israel David Tsroya Moshav Arneioz farm 183, 85435 Negev, Israel	PINK SYMPH-ONY	第34261号 令和元年10月28日	"	"
Prunus persica (L.) Batsch	高橋忠吉 福島県伊達市月形町利代田字馬場13	黄英の香り	第31647号 平成28年12月8日	"	"
"	"	黄英のハート	第31648号 平成28年12月8日	"	"
"	"	黄英の月	第34403号 令和元年12月20日	"	"
Prunus persica (L.) Batsch var. nucipersica (Suckow) C. K. Schneid.	"	スノート麗	第33273号 平成30年7月23日	"	"

○防衛省告示第百六十三号

重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第六条第一項及び第二項の規定に基づき、対象防衛関係施設及び当該対象防衛関係施設の区域並びに当該対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定し、令和三年十二月三十日から施行する。

令和三年十二月二十日

防衛大臣 岸 信夫

陸上自衛隊名寄駐屯地宗谷通信所	北海道稚内市	大字宗谷村字大岬
対象防衛関係施設の所在地	北海道稚内市	大字宗谷村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設の区域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分三十二秒の点 二 北緯四十五度二十九分二十三秒、東経百四十一度五十五分五十四秒の点 三 北緯四十五度二十九分十二秒、東経百四十一度五十六分十七秒の点 四 北緯四十五度二十八分五十三秒、東経百四十一度五十六分一秒の点 五 北緯四十五度二十八分五十二秒、東経百四十一度五十五分二十八秒の点 六 北緯四十五度二十九分五秒、東経百四十一度五十五分二十二秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。  
二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

陸上自衛隊名寄駐屯地礼文分屯地

対象防衛関係施設の所在地	北海道礼文郡礼文町	大字船泊村字沼の沢番外地
対象防衛関係施設の区域	北海道礼文郡礼文町	大字船泊村（次の図面に示す部分に限る。）
対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域	一 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度三十八秒の点 二 北緯四十五度二十六分二十五秒、東経百四十一度二分四十六秒の点 三 北緯四十五度二十六分七秒、東経百四十一度二分四十一秒の点 四 北緯四十五度二十五分五十四秒、東経百四十一度二分五十五秒の点 五 北緯四十五度二十五分五十七秒、東経百四十一度三分二十二秒の点 六 北緯四十五度二十六分六秒、東経百四十一度三分三十秒の点

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>青森県むつ市</p>	<p>大字田名部字下平</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p> <p>青森県むつ市</p>	<p>対象防衛関係施設</p> <p>青森県むつ市</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と六に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
	<p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>大字田名部(次の図面に示す部分に限る。)</p>	<p>一 北緯四十一度二十分十六秒、東経百四十一度十三分十二秒の点</p> <p>二 北緯四十一度十九分五十六秒、東経百四十一度十四分三十三秒の点</p> <p>三 北緯四十一度十九分三十二秒、東経百四十一度十四分二十四秒の点</p> <p>四 北緯四十一度十九分二十八秒、東経百四十一度十三分四十四秒の点</p> <p>五 北緯四十一度十九分四十八秒、東経百四十一度十三分〇秒の点</p> <p>六 北緯四十一度二十分三秒、東経百四十一度十二分五十七秒の点</p>			

三十五 海上自衛隊樺山送信所

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

- 五 北緯三十二度四分五十三秒、東経百三十度五十分十六秒の点
- 六 北緯三十二度四分三十五秒、東経百三十度五十分十九秒の点
- 七 北緯三十二度四分十九秒、東経百三十度五十分八秒の点
- 八 北緯三十二度四分十三秒、東経百三十度四十九分二十九秒の点
- 九 北緯三十二度四分二十七秒、東経百三十度四十九分十秒の点
- 十 北緯三十二度五分三十九秒、東経百三十度四十八分五十七秒の点
- 十一 北緯三十二度五分五十三秒、東経百三十度四十九分十一秒の点

<p>備考</p> <p>一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。</p> <p>三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。</p>	<p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>鹿兒島県鹿屋市</p>	<p>串良町細山田(次の図面に示す部分に限る。)</p>	<p>対象防衛関係施設の区域</p> <p>鹿兒島県鹿屋市</p>	<p>対象防衛関係施設</p> <p>鹿兒島県鹿屋市</p>	<p>対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域</p> <p>次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と七に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域</p>
	<p>対象防衛関係施設の所在地</p> <p>串良町細山田(次の図面に示す部分に限る。)</p>	<p>一 北緯三十一度二十七分五十六秒、東経百三十度五十四分四十六秒の点</p> <p>二 北緯三十一度二十七分五十六秒、東経百三十度五十五分二十二秒の点</p> <p>三 北緯三十一度二十七分三十三秒、東経百三十度五十五分三十四秒の点</p> <p>四 北緯三十一度二十七分十三秒、東経百三十度五十五分十九秒の点</p> <p>五 北緯三十一度二十七分十秒、東経百三十度五十五分六秒の点</p>			

三十六 海上自衛隊近川受信所

備考

一 「次の図面」は省略し、その図面を防衛省に備え置いて縦覧に供する。

二 側端の一方のみがこの表の対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三 この表下欄に掲げる行政区画その他の区域に変更があつても、対象防衛関係施設の区域及び対象防衛関係施設に係る対象施設周辺地域は、なお従前の例による。

- 一 北緯四十一度一分四十秒、東経百四十一度十六分四十五秒の点
- 二 北緯四十一度一分五十一秒、東経百四十一度十六分五十二秒の点
- 三 北緯四十一度一分五十六秒、東経百四十一度十七分二十秒の点
- 四 北緯四十一度一分三十九秒、東経百四十一度十七分三十四秒の点
- 五 北緯四十一度一分二十二秒、東経百四十一度十七分十六秒の点
- 六 北緯四十一度一分二十四秒、東経百四十一度十六分五十七秒の点

三十七 海上自衛隊串良送信所